

岡山県公報		発行 岡山県		目次
				
目次		担当課（室）		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 知事指定薬物の指定の失効 ○ 保安林の指定予定 ○ 保安林の解除予定 【公告】 ○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請 ○ 平成二十九年度ふぐ処理師試験の実施 ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧 ○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		健康推進課 〃 医薬安全課 治山課 〃 県民生活交通課 生活衛生課 経営支援課 耕地課 建築指導課		
				目次
				担当課（室）

◎岡山県告示第五百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定した医療機関

名 称

所 在 地

指定年月日

トマト薬局玉島店

倉敷市玉島七五〇―五

平成二十九年十一月一日

大手町薬局椿高下店

津山市椿高下一三―三

平成二十九年十一月一日

はやぶさ薬局

玉野市田井五丁目三―二二―五号

平成二十九年十一月一日

金光駅前薬局

浅口市金光町占見新田三九八―六

平成二十九年十一月四日

◎岡山県告示第五百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十九年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

金光駅前薬局

浅口市金光町占見新田三九九―一

平成二十九年十一月三日

◎岡山県告示第五百四十一号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十九年十一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 ニー「二・五」ジメトキシー四ー（トリフルオロメチル）フェニル」エタンアミン（通称名ニCーTFM）及びその塩類

2 メチルⅡニー（四ーフルオロフェニル）ーニー（ピペリジンーニーイル）アセテート（通称名四ーFluoromethyphenidate、四FーMPH、四ーFMPH）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十九年十一月十日

◎岡山県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成二十九年十一月十日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市足立字宮ノ峠三九五四（国有林）、字牛ノ泊り四〇四一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮ノ峠三九五四（国有林）、字牛ノ泊り四〇四一の一（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口市鴨方町六条院西字峠下二〇六一の二〇、二〇六一の二一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

〔四七二〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があつた。

平成二十九年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあつた年月日

平成二十九年十月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人真庭あぐりガーデンプロジェクト

三 代表者の氏名

甲本 弘道

四 主たる事務所の所在地

真庭市中三九六番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、安心、安全な食材の生産勸奨と購入、地域や学校での講演会や見学会の開催による環境教育、中山間地の安全な産物を使用した食物の提供、食材購入時間に子どもたちが楽しく過ごせる場所を提供することによる子育て支援、地域の特性を生かした体験型観光誘致等に関する事業を通じて、地域の生活環境と自然環境の改善に努めることで、人と自然の調和がとれた循環型環境社会づくりをするとともに、広く地域社会の福祉に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

目的及び特定非営利活動に係る事業の種類

〔四七三〕岡山県ふぐ処理等規制条例（平成二十七年岡山県条例第五十七号。以下「条例」という。）第五条第一項の規定により、平成二十九年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成二十九年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

1 日時 平成三十年二月七日（水曜日）九時五十分から

2 場所 岡山県岡山市北区平田四〇八一 岡山県南部健康づくりセンター

二 試験科目

1 学科試験

(1) 条例及び岡山県ふぐ処理等規制条例施行規則（平成二十七年岡山県規則第六十号）に関すること。

(2) ふぐに関する一般知識

(3) 食品衛生に関する一般知識

2 実技試験

(1) ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。

(2) 食用のふぐ（条例第二条第一号に規定する食用のふぐをいう。）の処理の技術

三 受験資格

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第二条に規定する調理師であつて、次のいずれかに該当する者

1 次の期間の合計が二年以上である者

(1) ふぐ処理施設（条例第二条第五号に規定するふぐ処理施設をいう。(2)において同じ。）においてふぐ処理師（同条第三号に規定するふぐ処理師をいう。(2)において同じ。）の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理（同条第二号に規定する食用のふぐの処理をいう。以下同じ。）に従事した期間

(2) ふぐ処理施設において、条例附則第五項の規定によりふぐ処理師とみなされる者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間

(3) 条例附則第六項の規定により(1)の期間とみなされる期間

2 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊

本県、宮崎県又は鹿児島県の知事が実施する食用のふぐの処理に関する試験に合格し、当該知事から当該試験に係る食用のふぐの処理に関する免許を受けている者

3 2に掲げる者の立会いの下にその指示を受けて業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上である者

4 2の知事以外の道府県の知事又は地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の政令で定める市の長が実施する食用のふぐの処理に関する講習を修了し、当該知事又は市長から与えられた食用のふぐの処理に関する資格を有する者であつて、業として食用のふぐの処理に従事した期間が二年以上であるもの

四 受験願書の受付期間

持参による場合は、平成三十年一月九日（火曜日）から同月十六日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。

郵送又は信書便による送付（五2において「郵送等」という。）の場合は、平成三十年一月九日（火曜日）から同月十六日（火曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるもので有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ持参により提出すること。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として一万五千四百三十円分の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 調理師法第五条第三項の調理師免許証の写し 一通

(3) 三1、3又は4に該当する者にあつては、業として食用のふぐの処理に従事した期間を証明する書類

(4) 三2に該当する者にあつては、三2の免許を受けていることを証する書類の写し

(5) 三4に該当する者にあつては、三4の資格を有していることを証する書類の写し

(6) 写真票 一通

写真票に、出願前六月以内に撮影した正面、上半身、無帽及び無背景の縦五センチメートル、横四センチメートルの大きさの写真（裏面に氏名及び撮影年月日

を記載したものに限り、を貼り付けること。

- 2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先に持参又は郵送等により提出すること。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

平成三十年二月二十一日(水曜日)九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において発表するほか、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>)上に合格者の受験番号を掲載する。また、合格者には、合格証を交付する。

七 その他

- 1 受験者には、受験票を送付する。
- 2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課食の安全推進班(電話〇八六―二二六―七三三八)に問い合わせること。
- 3 受験願書等は、各保健所で交付する。

なお、郵送による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百二十円分の切手を貼った返信用封筒(A四サイズ)の用紙が折らずに入る大きさのものを同封して行うこと。また、受験願書等は、岡山県保健福祉部生活衛生課ホームページにおいてダウンロードすることもできる。

〔四七四〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年十一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ザ・ビッグ津山平福店
所在地 津山市平福字瀬元四三一番地一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号
代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島県広島市南区段原南一丁目三番五二号
代表者の氏名 代表取締役 加栗 章男
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年八月三十一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千六十一・五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 百七十五台
(2) 駐輪場の収容台数 三十台
(3) 荷さばき施設の面積 三百六十七・二平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 二十四・八立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前七時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十二時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十九年十月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十九年十一月十日から平成三十年三月十二日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課

平成29年11月10日 岡山県公報 第11939号

〔四七五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年十一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

井原地区 北楨工区

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

平成二十九年十一月十日から同年十二月一日まで

四 縦覧の場所

井原市役所

〔四七六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市下出部町字三平七一、八一、九一一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

井原市下出部町七一

社会福祉法人福寿新生会

理事長 原田 靖久

三 許可番号

岡山県指令建指第一〇三号